

# 適合証明業務手数料規程

ハウスプラス住宅保証株式会社

## 第1条（趣旨）

この適合証明業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、ハウスプラス住宅保証株式会社（以下「ハウスプラス」という。）が、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）との間で締結した「適合証明業務に関する協定書」に定める適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

## 第2条（新築住宅に係る申請手数料）

新築住宅に係る適合証明業務申請手数料は、別表1及び別表2に掲げる額とする。

## 第3条（中古住宅に係る申請手数料）

中古住宅に係る適合証明業務申請手数料は、別表3に掲げる額とする。

## 第4条（賃貸住宅等に係る申請手数料）

賃貸住宅等に係る適合証明業務申請手数料は、ハウスプラスが個別に算定した額とする。

## 第5条（遠隔地割増手数料）

現場検査の実施に際し、第2条乃至第4条に定める申請手数料に加算する遠隔地割増手数料は、別表4に掲げる額とする。

## 第6条（解除・取り下げ手数料）

申請者が、適合証明業務約款に基づき解除・取り下げを行った場合の解除・取り下げ手数料は、申請手続きの進捗に応じハウスプラスが個別に算定した額とする。

## 第7条（申請手数料の減額）

ハウスプラスが適合証明業務を効率的に実施できると認める場合又は申請手数料の額の変更をすることが必要と認める場合に、申請手数料を減額することができる。

## 第8条（再発行手数料）

適合証明書の再発行の手数料は、5,250円とする。

## 第9条（支払期日）

申請者が納付する申請手数料の支払期日は、以下の通りとする。

- (1) 新築住宅の場合 対象住宅について、設計検査、中間現場検査又は竣工現場検査のうち最初の申請をハウスプラスが受付けた日以後、最初に到来するハウスプラスの定める締め日の翌月末とする。

(2) 中古住宅の場合 ハウスプラス所定の請求日とする。

(3) ハウスプラスが再検査を実施した場合 再検査実施日の翌月末を支払期日とする。

2 . 申請者とハウスプラスが、別途協議により合意した場合は、他の期日を支払期日とすることができる。

#### 第10条（支払方法）

申請者が納付する申請手数料の支払方法は、ハウスプラスの指定する銀行口座への振込によるものとする。なお、振込手数料は申請者の負担とする。

2 . 申請者とハウスプラスが、別途協議により合意した場合は、別の支払方法をとることができる。

#### 附 則

##### （施行期日）

この手数料規程は、平成23年12月28日より施行する。

別表 1

フラット35(新築)一戸建て等の手数料

内容	手数料(税込)
設計住宅性能評価 <sup>1</sup> を活用する場合	¥50,400
建設住宅性能評価 <sup>2</sup> を活用する場合	¥7,560
ハウスプラスすまい保険 <sup>3</sup> を活用する場合	¥37,800
設計住宅性能評価 <sup>1</sup> 及びハウスプラスすまい保険 <sup>3</sup> を活用する場合	¥25,200
上記以外の場合 <sup>4</sup>	¥63,000

フラット35S 優良住宅取得支援制度(新築)一戸建て等の手数料

内容	手数料(税込)	
	エコ金利Aプラン	左記以外
設計住宅性能評価 <sup>1</sup> を活用する場合	¥71,400	¥63,000
建設住宅性能評価 <sup>2</sup> を活用する場合	¥7,560	
ハウスプラスすまい保険 <sup>3</sup> を活用する場合	¥54,600	¥47,250
設計住宅性能評価 <sup>1</sup> 及びハウスプラスすまい保険 <sup>3</sup> を活用する場合	¥35,700	¥31,500
上記以外の場合 <sup>4</sup>	¥90,300	¥78,750

- 1 当社の設計住宅性能評価書を活用して設計検査が省略できる場合に限る
- 2 当社で建設住宅性能評価を行い、設計検査、中間現場検査の省略及び竣工現場検査の建設住宅性能評価検査との同時実施ができる場合に限る
- 3 ハウスプラスすまい保険の検査により、中間現場検査が省略できる場合に限る
- 4 竣工済特例の場合を含む

注1：フラット35Sエコ金利Aプランにおける「省エネルギー性」（「住宅事業建築主基準に係る適合証が発行された住宅」又は「エコポイント対象住宅証明書」が発行された住宅（適用したエコポイント対象住宅判定基準の欄が「住宅事業建築主基準」のものに限る））及び「耐久性・可変性」（「長期優良住宅」の認定を受けた住宅）については「フラット35(新築)一戸建て等の手数料」を適用する

注2：申請者に帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途手数料が発生する

別表 2

フラット35(新築)共同建ての手数料

住戸単位で申請する場合

内容	手数料(税込)
フラット35 S 以外	¥109,200(基本) + ¥1,680 × 全住戸数
フラット35 S	¥163,300(基本) + ¥2,415 × 全住戸数

マンション全体で申請する場合(フラット35登録マンションとする場合)

内容	検査対象住戸数	手数料(税込)
建設住宅性能評価 <sup>1</sup> を活用する場合	1～50戸	¥42,000 / 棟
	51～100戸	¥52,500 / 棟
	101～200戸	¥63,000 / 棟
	201戸以上	¥84,000 / 棟

1 当社で建設住宅性能評価を行い、設計検査の省略及び竣工現場検査の建設住宅性能評価検査との同時実施ができる場合に限る

注1: フラット35S(20年金利引下げタイプ)における「耐久性・可変性」については「フラット35S以外」の手数料を適用する

注2: (注1)以外のフラット35S(20年金利引下げタイプ)については「フラット35S」の手数料を適用する

注3: 申請者に帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途手数料が発生する

別表3

フラット35(中古)の手数料

内容		手数料(税込)
一戸建て等 <sup>1</sup>	フラット35	¥63,000
	フラット35S <sup>2</sup>	¥78,750
マンション <sup>1</sup>	フラット35	¥52,500
	フラット35S <sup>2</sup>	¥68,250

1 昭和56年5月31日以降に確認済証が発行されている物件に限る

2 原則、新築時に当社で建設住宅性能評価書が発行されている場合に限る

注1：申請者に帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途手数料が発生する

注2：中古マンションらしくフラット35については、別途見積とする

別表4

遠隔地割増料金

現場検査の実施に関して、原則として各都道府県の県庁所在地からの距離の区分（以下、距離の区分）に応じて、評価員等職員1名につき、次の表の通りの遠隔地割増料金が検査一回ごとに発生するものとする

距離の区分	遠隔地割増料金
概ね20km～50km	7,350円
概ね50km～100km	13,650円
概ね100km以上	15,750円 + 距離加算費

建設地が島しょ部等である等、通常の交通手段により難しい場合には、上記の表に関わらず別途交通費として実費が発生する

建設地までの往復の移動に6時間以上要する場合には、上表の遠隔地割増料金に加え、宿泊費として評価員等職員1名一泊あたり10,500円が発生する

以上